

第三次滋賀県環境総合計画の改定について

～将来像および基本目標・行動視点について

- 前提説明
- 論点1
第四次滋賀県環境総合計画の将来像の考え方について
- 論点2
将来像達成に向けての第四次滋賀県環境総合計画基本目標と行動視点について

- 滋賀県環境審議会環境企画部会
- 日付：平成25年8月2日(金)
- 場所：大津合同庁舎 合庁7-C会議室

新しい滋賀県環境総合計画

1 改定の理由・根拠

- ・滋賀県環境基本条例第12条
- ・第三次計画の計画期間が終了：平成21年度(2009年度)～平成25年度(2013年度)末までの5年間

2 計画の性格と役割

- ・第三次計画同様、2030年(平成42年)を想定し、目指すべき将来の姿を実現するための、①長期的目標(基本目標)、②行動視点、③施策の方向など、重要事項を定める。
- ・計画期間：概ね10年(平成26年(2015年)～平成36年(2025年))
 - ∴環境施策は長期的な視点にたって進捗状況を把握(cf現行計画は5年)
- ・滋賀県基本構想との関係：「住み心地日本一の滋賀(基本目標)」実現を環境側面から支える。
- ・対象とする環境：自然環境、生活環境、文化的環境(歴史的環境および風景)

3 改定の方向性

①考え方

- ・社会・経済等の情勢変化への対応
 - 1) 東日本大震災を契機とした様々な動き
 - 国民の意識変化：豊かさの意識変化、省エネルギー(節電)、ライフスタイルの転換、再生可能エネルギーの導入、原子力発電と放射線ほか
 - 2) 持続可能な滋賀社会に向けた様々な動き(温暖化対策、資源循環、人材育成(ESD等の視点))
 - 3) COP10(2010年)以来の生物多様性への関心　ほか
- ・現行計画の点検・評価を踏まえた上で、県の環境施策のさらなる実効性を向上

②県民(企業等)意向の反映

4 記述の方向性

- ・県の環境行政の方向性が容易に理解できるわかりやすい表現・内容とする。
- ・分野計画で記載されているような細かな内容(具体的な事業の詳細など)は記載せず、大きな方向性を記述する。

第1回(平成25年2月28日)の企画部会での各委員の主な発言

①東日本大震災の影響

・「持続可能な滋賀社会の構築に向けた基盤づくり」という記述があるが、3・11のときの原発の事故は、そういう基盤を破壊するような事件。

②未来に向けてなにをすべきか

・「次世代、未来世代に負の遺産を継承しない。」というような持続可能性を検討すべき。

・ライフスタイルの変更は、個人レベルのライフスタイルだけでなく、ビジネススタイルの変更にも力点を置いて考えるべき。

③現行計画の2つの目標について

・重点プロジェクトの仕分けとして、「低炭素社会の実現」と「琵琶湖環境の再生」が挙げられている。低炭素社会は重要な指標だとは思いますが、これは持続可能な社会を構築していくための1つの指標という扱いになってきていると思う。「低炭素社会」と「琵琶湖環境の再生」を1対1の関係で比較して行くのではなく、持続可能な社会の中に低炭素社会の実現というものが一つの目標としてあり、その並列で「琵琶湖環境の再生」を捉えていくことが妥当ではないか。

・「低炭素社会の実現」・「琵琶湖環境の再生」というのが、今の計画の2大目標になっているが、滋賀県が琵琶湖環境というキーワードを外すわけにはいかないというのは、理解できるが、この2つの目標だけでいいのか疑問もある。なぜ「低炭素社会の実現」と「琵琶湖環境の再生」が環境総合計画で二大目標として掲げられているのか、十分説明された計画である必要がある。あわせて、将来の軸が読めるまたは書き込まれた次期計画であって欲しい。

・「低炭素社会づくり」の目標は、滋賀県として、野心的な目標ではあったが、経済社会の影響が大き過ぎるのではないかと、負担が強いのではないかと議論がずいぶんなされたと思う。経済社会との両立が可能であるということを打ち出していくための、議論を本格的にして欲しいと思う。具体的には、環境産業・再生可能エネルギービジネスが滋賀県として、広がりつつあるというシナリオを描き、さらに、再生可能エネルギービジネス、環境産業を滋賀県が引っ張っていく、そのための計画づくりでもあって欲しい。

→①～③に関して、環境総合計画の将来像および基本目標・視点の設定の中で反映。

④長期的視座の必要性

・現行環境総合計画は2030年を一つのターゲットとしているが、本来、持続可能な社会のためには、もっと長期的な視点が必要。

・人口の問題が出てきたが、2100年には、現在の3分の1ぐらいに減っている中で、いかに持続可能な社会を築いていくかという視点を持つことが重要。

→④に関して、将来像の考え方に反映。

⑤人材育成(環境学習の観点)の重要性

- ・持続可能な滋賀社会の構築に向けた、基盤整備、人づくり・人育てとかをもう一度見直して、具体的に考えていくべき。
- ・環境を守ることが大事だと思っている人の中に、具体的にどうしたらいいのかわからない人がいるところに問題がある。
- ・環境教育で大切なことは、「これがいいんだ」という答えを教えるのではなくて、まず関心を持ってもらい正しい知識を持ってもらうこと。時代の流れやその地域の環境や経済なども踏まえて、「滋賀県では」、「この地域では」、という選択ができるような環境教育を目指す必要がある。
- ・環境教育においては、「自然とはこういうものだ」などといったことだけでなく、もっと基本的な環境哲学的な「人はどうやって生きるべきか」や「余分な電気を使わないことは良い。」といった広い意味での環境教育が重要。

⑥県民等の具体の行動をどう引き出すのか。

- ・計画パンフレットにおいて、「これはやめましょう」、「あれは減らしましょう」という観点が多いが、今後「湖で遊びましょう」というようなこと入れ込むなど、もう少し県民が読みたくなる、参画したくなるような物語づくりが必要ではないか。環境保全のアイデア集も有効。
- ・「環境を守るといふ県民一人ひとりの自覚と取組」や「地域の住民の環境保全に対する共通理解と相互協力」の割合が高いが、その先、自分たちがどうしていいのかわからないというのが課題だと思う。産学官連携の視点などを盛り込む必要があるのではないか。
- ・計画策定における重要な視点として、全ての関係者が目標や計画内容を共有し、押し進めていくことが重要。
- ・アンケート結果について、個人の意識が非常に高いというデータは出ている一方で、それをどう行動につなげればよいかかわからないという状況にある。このギャップをどうやって縮めていくのかが次の議論になるのではないか。
- ・市町レベルでも個人の意識涵養という意味でのキャンペーンを十分やってこられたと思う。震災以降、節電意識が高まっている中で、個人としてやれることはかなりされている。もう少し、何か集合的にできることに手を付けていけないのではないか。そのためには、参加のハードルをどうやって下げていくかが大事ではないか

→⑤⑥に関して、基本目標や視点に反映。

⑦個別指標の設定について～指標の見直し

- ・CO2の排出量だけを見て、地球温暖化防止の有効な手段と断定するのはどうか。
- ・成果指標の設定に関し、例えば、自然環境の中に「カイツブリの生息数」というのが指標に入っているが、カイツブリの生息数をもって、自然環境が保たれているかなどは本当に妥当か、指標をもう一度見直すべき時が来ていると思う。

→⑦に関して、総合計画にふさわしい評価手法とは何かを改めて考える必要がある。（現在検討中であり、次回の審議会にて説明）

⑧環境と産業

- ・電池はこれからのエネルギー社会を変える上で大きな要素。この基盤となる電池技術を滋賀県が率先して築いていくことが大切。
- ・「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」の中の低炭素社会実現に向けた取組の項目に風力発電がないことは問題では。

⑨生物多様性の導入の観点

- ・生物多様性の主流化という視点をバックグラウンドに組み込む必要がある。例えば、社会・経済活動や行政施策の中に生物多様性の保全の考え方を入れていることが重要。

→⑧⑨に関して、基本目標の考え方や個別施策の展開において反映

新計画の全体構造について(案)

(新) 新計画の構成(案)	(旧) 第三次計画の構成
<p>第1章 第四次滋賀県環境総合計画の基本事項(現状・課題) 内容: 新しい滋賀県環境総合計画の改定の根拠や近年の環境をめぐる動き(地球温暖化、生物多様性ほか)など改定的前提となる基本事項の記述)</p> <p style="text-align: center;">本日の論点</p> <p>☆第2章 目指すべき将来像(論点1) 内容: 目指すべき将来像(目指すべき方向性を記述)</p> <p>☆第3章 基本目標(論点2) 内容: 目指すべき将来像を達成するための基本的な目標の設定を記述</p> <p>☆第4章 基本目標達成に向けた視点(論点2) 内容: 環境施策を推進するための視点、本県の環境行政の基本となる指針となるもの</p> <p>第5章 環境施策の展開</p> <p>第6章 計画の円滑な推進</p>	<p>第1章 滋賀の環境の現状と課題 内容: 社会的背景および現状と課題について記述</p> <p>第2章 長期的な目標 内容: 目指すべき将来の姿、持続可能な滋賀社会の実現に向けた長期的な目標、施策展開の基本的な視点</p> <p>第3章 施策の方向 第1節 持続可能な滋賀社会の構築に向けた人育ち・人育て 第2節 持続可能な滋賀社会の構築に向けた基盤づくり 第3節 各分野別の環境施策の推進 1 地球温暖化対策 2 自然環境 3 景観・歴史的環境 4 水・土壌環境 5 大気・化学物質・その他の快適環境 6 廃棄物・資源循環</p> <p>第4章 重点プロジェクト 1 低炭素社会の実現 2 琵琶湖環境の再生</p> <p>第5章 計画の円滑な推進</p>

現行計画策定以降の環境関連の主な動き(平成21年度以降)

前回環境企画
部会説明資料

【世界の動き】

- ①生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)の名古屋開催(平成22年)
- ②第14回世界湖沼会議inオースティン(米国)(平成23年度)
- ③国連持続可能な開発会議(リオ+20)(平成24年度)

【関西および日本国内の動き】

- ①関西広域連合の発足(平成22年度):広域環境保全局の事務局を滋賀県が担当
- ②3.11東日本大震災の発生および原発の事故(平成22年度)
- ③電力逼迫に伴う節電行動～関西広域連合および滋賀県での取組(平成23・24年度)
- ④第四次環境基本計画の策定(平成24年度)

【滋賀県における動き】

○県の最上位計画である滋賀県基本構想「未来を拓く8つの扉」の策定(平成23年度)

○低炭素社会の関連

- ①滋賀県低炭素社会づくり推進に関する条例の制定(平成23年3月制定)
- ②滋賀県低炭素づくり推進計画(平成24年3月)

○琵琶湖の環境の再生関連

- ①マザーレイク21計画(第2期改定版)の策定(平成23年度～平成32年度)
2本柱:琵琶湖流域生態系の保全・再生、暮らしと湖の関わりの再生
- ②びわ湖の日30周年～びわ湖とつながるびわ湖と生きる(平成23年度)
- ③先進陸水海洋学会(ASLO)日本大会(琵琶湖大会)(平成24年度)

現行計画の進捗状況(平成23年度実績)

前回環境企画
部会説明資料

■「数値指標」の進捗状況

- ・目標に対する達成度は下記表のとおり、概ね順調に推移している。
- ・一部の指標については、25%以下となっているものもあるので、目標達成に向けたさらなる努力を促している。

[数値指標全39指標の進行管理結果(詳細は別紙資料参照)]

達成率(目標に対して)	星の数	指標数
100%以上	☆☆☆☆☆(星5つ)	10指標
99%~76%	☆☆☆☆(星4つ)	7指標
75%~51%	☆☆☆(星3つ)	6指標
50%~26%	☆☆(星2つ)	4指標
25%以下	☆(星1つ)	3指標
算出不能	-(バー)	9指標

* 達成率は、計画策定時の基準年度実績を0、中間目標を100とした場合の実績値達成状況としています。

25%以下の3指標

◇地球温暖化対策指標:「みるエコおうみ」プログラム取組世帯数

◇自然環境指標: 県の鳥カイツブリの生息数

◇水・土壌環境指標: 事業場排水基準遵守率

滋賀県における課題 ～「人」、「地域」、「産業」、安全な生活環境

【環境リスクの顕在化・多様化】 → 基本目標Ⅲ

- ◇新しい汚染物質の存在
- ◇安全・安心の県民意識の高まり
- ◇地球温暖化の影響拡大

【人の暮らしや社会の変化】 → 基本目標Ⅰ

- ◇人の意識の変化：「もの」から「こころ」へ
- ◇震災以降のライフスタイルの変化
- ◇「近い水」「遠い水」

大気環境(基Ⅲ)

- 越境汚染 (PM2.5など)
- 大気汚染物質による生態系への影響

河川・森(基Ⅰ)

- 川・森を社会全体で維持する意識の醸成

放射性物質(基Ⅲ)

- 放射性物質調査等

資源循環(基Ⅲ)

- 大量の廃棄物を生み出す経済・社会
- 不法投棄

地球温暖化(基Ⅲ)

- 温室効果ガスの排出量増加
- 再生可能エネルギーへの転換

レジャー(基Ⅲ)

- レジャー活動による環境への負荷

化学物質(基Ⅲ)

- 有害化学物質の多様化
- 有害化学物質による生態系への影響
- リスクコミュニケーション

人・地域・産業(基Ⅰ)

- 環境保全活動の中核的な担い手不足
- 環境と調和した産業・まちづくりへの転換
(環境に配慮したライフスタイルやビジネススタイルへの転換の必要性)

滋賀県における課題～琵琶湖・生態系

【琵琶湖流域・周辺域が抱える様々な課題】

これまで各種対策の推進により、汚濁流入負荷等については、一定成果。しかしながら、琵琶湖流域・周辺域では、喫緊に対応すべき新たな課題が顕在化。

- ◇ 在来生物の減少
- ◇ 水草の繁茂
- ◇ 難分解性物質の存在
- ◇ 生物多様性の劣化
- ◇ 野生鳥獣の増加と食害等

基本目標Ⅱ

森林(基Ⅱ)

- 森林の荒廃と公益的機能の低下
- 様々な分野での県産木材の利用拡大
- 野生鳥獣による深刻な被害

農地(基Ⅱ)

- 農業濁水
- 排水の循環・反復利用

生物多様性(基Ⅱ)

- 自然的・社会的条件に応じた生物多様性の確保

河川(基Ⅱ)

- 流入負荷問題 (一定の効果)
 - ・ 市街地からの面源負荷
 - ・ 事業場等からの点源負荷

琵琶湖の健全性確保(基Ⅱ)

- 琵琶湖の健全性と評価

暮らしと関わりの再生(基Ⅰ)

- 琵琶湖と人との距離の広がり、その関係の希薄化 (遠い水)

湖辺(基Ⅱ)

- 水陸移行帯の減少の問題
 - ・ 湖岸堤、垂直湖岸による分断
 - ・ ヨシ群落の減少
- 内湖の減少
- 水草の大量繁茂、外来種の増加

湖内(基Ⅱ)

- 水質汚濁メカニズム・生態系メカニズムの解明
- 在来魚介類の減少
- 外来魚の増加



[国民・県民の意識の変化]

1 豊かさや環境に対する意識の変化

①人々の「つながり」や「社会」との結びつきの意識 （内閣府「社会意識に関する意識調査（平成25年）」）

Q1 『東日本大震災前と比べて、社会における結びつきが大切だと思うようになったか』

「前よりも大切だと思うようになった」と答えた者77.5%、
「特に変わらない」と答えた者の割合が21.3%、
「前よりも大切だとは思わなくなった」と答えた者の割合が0.6%。

Q2 『東日本大震災後、強く意識するようになったことは何か』

「家族や親戚とのつながりを大切に思う」64.5%
「地域でのつながりを大切に思う」60.0%、
「社会全体として助け合うことが重要だと思う」46.5%
→→ 「人々の社会との結びつきやつながりの意識が高まり」

②豊かさや大量生産・大量消費型社会への意識変化 （内閣府「国民生活に関する世論調査」ほか（平成24年）」）

Q1 『これまでの大量生産・大量消費型の経済を多少なりとも変えていく必要があるか』

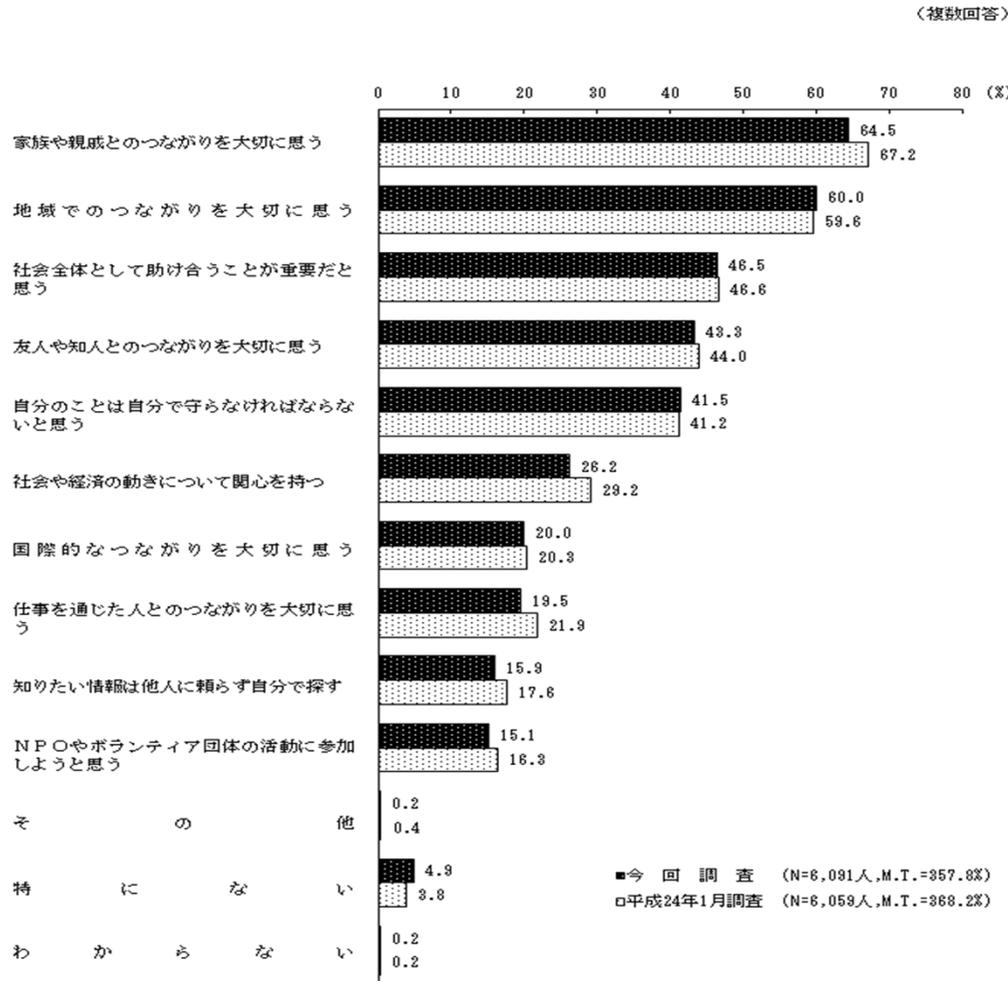
「変えていく必要あり、どちらかといえば変えていく必要がある」約80%
→→ 「環境配慮型へ意識の高まり」

Q2 『これからは心の豊かさか、物の豊かさか』

「心の豊かさやゆとりのある生活をするに重きをおきたい」約64%
「まだまだ物質的な面で生活を豊かにすることに重きをおきたい」約30%
→昭和47年当時と比較すると「心の豊かさ」を重視する人の割合は約1.8倍と増加
→→ 「豊かさの価値：「もの」から「ところ」へ」

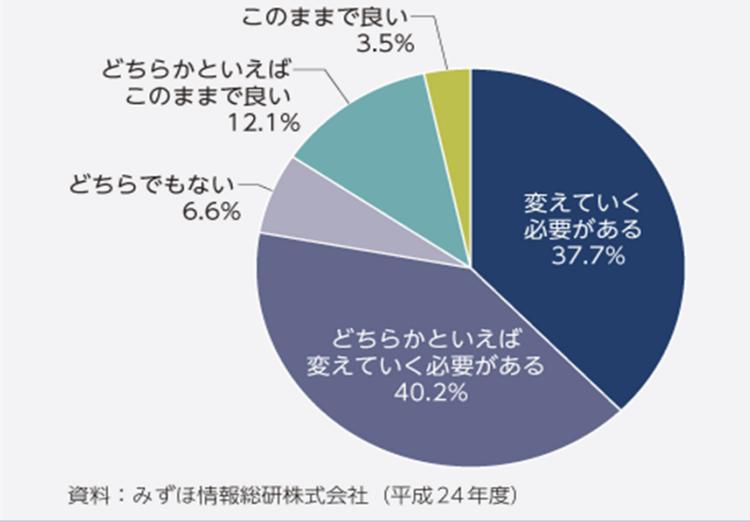
[国民の意識調査1]

図16 震災後、強く意識するようになったこと



(内閣府「社会意識に関する意識調査(平成25年)」)

図2-1-2 大量生産・大量消費型の経済に対する意識



将来世代に残す社会で重視されるべきもの

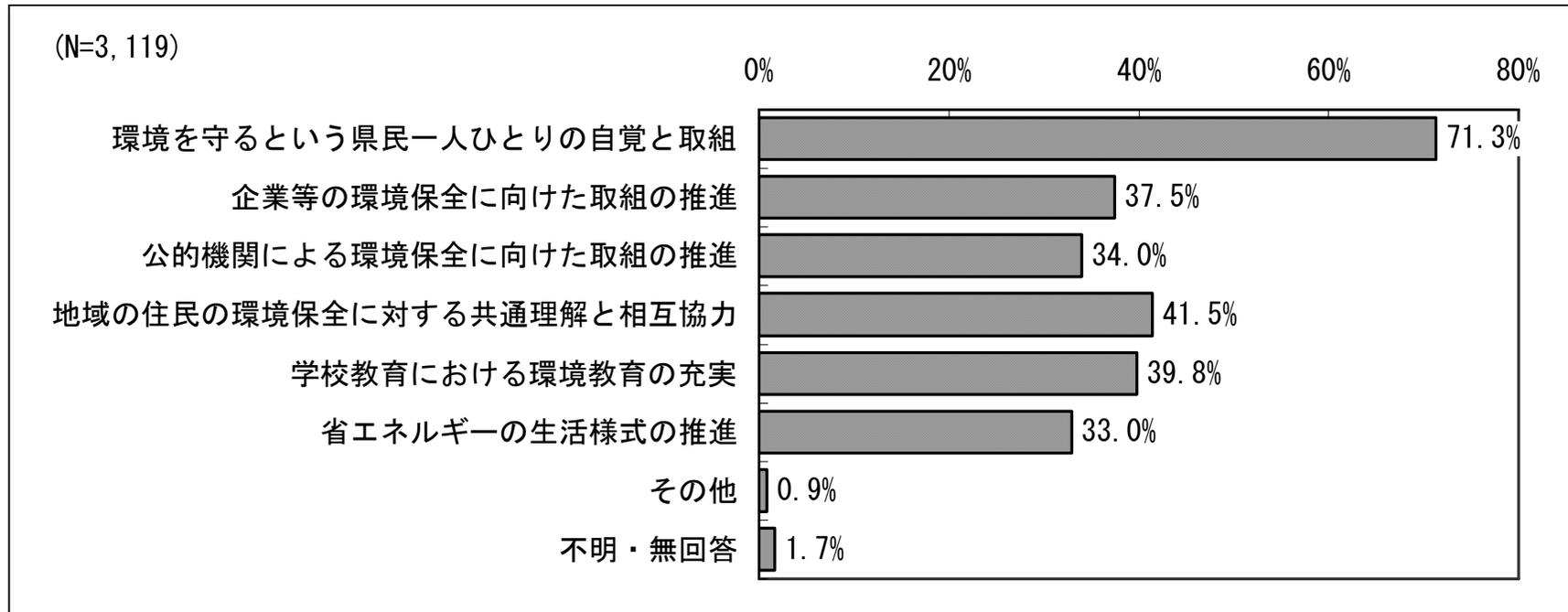


(平成25年度環境白書から)

2 県民の環境施策への意識(平成24年度県政世論調査から)

前回環境企画
部会説明資料

Q あなたは、環境問題を解決し、良好な環境を次世代に引き継ぐためには、どのようなことが重要であると考えますか。



◆「環境を守るという県民一人ひとりの自覚と取組」が71.3%

環境問題の解決に重要なことについては、「環境を守るという県民一人ひとりの自覚と取組」が71.3%で最も多く、以下、「地域の住民の環境保全に対する共通理解と相互協力」が41.5%、「学校教育における環境教育の充実」が39.8%、「企業等の環境保全に向けた取組の推進」が37.5%と続いている。



以上の調査結果から読み取れること

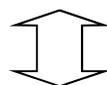
これまでのライフスタイルや社会経済のあり方を見直し、環境に負荷をかけない持続可能な社会を築いていくための、新しい生き方の選択をするよいタイミングともいえる。

論点1 第四次滋賀県環境総合計画の将来像の考え方について

第三次滋賀県環境総合計画の目指すべき将来の姿(2030年)〔「持続可能な滋賀社会」:次ページ参照)を継承しつつ、現行計画策定後の社会・経済の状況の変化等を反映した分かりやすい表現としたい。

【第三次計画の目指すべき将来像 「持続可能な滋賀社会」】

「持続可能な滋賀社会」を環境施策の方向がイメージできる、わかりやすく・親しみやすい表現へ



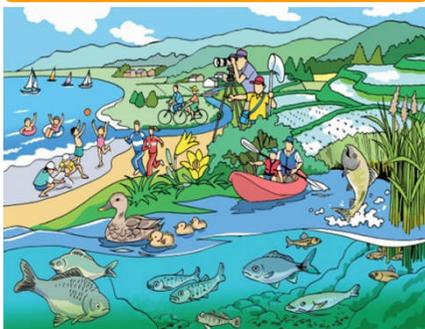
[考慮すべき主な事項]

- ①今を生きる世代の責務:負の遺産を将来に残さない。(→将来世代へ配慮)
- ②国民の豊かさに対する意識変化:「もの」から「心」への変化。(→心の視点(豊かさ等))
- ③東北大震災の発生から得た教訓等をしっかりと受け止める。(→安全・安心)
- ④複雑・多様化する環境問題への対応(→危機意識(切迫感))

キーワード:「将来世代」「孫子」、「安全・安心」、「真の豊かさ」、「環境への危機意識」

2030年の将来の姿(「持続可能な滋賀社会ビジョンから」)

自然・気候



産業



まちづくり



暮らし



[2030年の将来の姿(「持続可能な滋賀社会ビジョンから」)]

琵琶湖をはじめとする滋賀の環境と生態系が健全に保たれ、バランスのとれた経済発展を通じて、県民すべての生活の質の向上が図られている豊かで安全な社会。

■自然・気候

春夏秋冬での、季節感が感じられ、美しい琵琶湖の風景や緑豊かな森林があります。また、琵琶湖や流域河川では在来の魚貝類でにぎわい、生物多様性が確保されています。

■産業

高品質な近江米、近江牛、近江茶などが地域ブランドとして確立するとともに、農産物の消費や木材の利用では県産物へのニーズが高まり、地産地消が進んでいます。

また、環境、健康福祉、観光、バイオ、ITなどの分野で中核企業を軸にしたクラスターが形成され、産業が活性化しています。特に、省エネ技術や環境汚染対策技術を扱う企業が多く立地しています。

■まちづくり

公共交通や自転車歩行者道の基盤整備により、バス・鉄道などの利用者が増え、自動車利用が減ることにより誰にとっても安全でゆとりのあるまちづくりが進んでいます。

また、適正な規模と形態でコンパクトなまちづくり(都市機能の集約化)が進んでおり、住民が交わる機会が増え、地域の課題を自分たちで解決する機運が高まっています。

■暮らし

人々は家族や地域、世代間のつながりを大切にし、交流を深め、支え合いながら生活しています。また、フナやシジミなどの漁獲量が増え、琵琶湖の魚貝類を日常的に食べることができるようになっています。

論点2 第四次滋賀県環境総合計画基本目標と行動視点

1 3つの基本目標

- ・県の環境施策の大きな方向性を定めるもの
- ・基本目標は、別章に掲げる施策によって具体的に実現

[3つの基本目標]

I 環境の未来を拓く「人」「地域」の創造

- ～環境を自分ゴトとしてとらえ実践・行動できる人材を育成します。
- ～経済活動の持続的な成長と環境保全が両立する地域社会・経済への転換を進めます。

II 琵琶湖環境の再生と継承

- ～活力ある営みの中で、琵琶湖の健全性を確保し、琵琶湖と人が共生する社会を次世代に継承します。
- ～生きもののにぎわいとつながりのある豊かな社会をつくります。

III 環境への負荷が少ない安全で快適な社会の構築

- ～生活の豊かさを実感できる低炭素社会・省エネルギーの社会への転換を進めます。
- ～環境リスクの低減による安全・安心な社会をつくります。
- ～ゴミの減量化、再資源化・再利用化が進んだ資源循環型社会をつくります。

◆3つの基本目標設定について

(1) 環境の総合計画の性格上、環境の主要な分野をカバーする定性的目標とした。

- ① 環境の総合的な計画であるため、「低炭素社会の実現」と「琵琶湖環境の再生」の長期目標2つだけではなく、環境を支える主要な柱をバランスよく配置した。(第3次計画との違い)
：「低炭素」と「琵琶湖環境の再生」以外にも目標とすべき分野があること。(国の第4次環境基本計画では、「低炭素」・「循環」・「自然共生」、「安全」)

(2) 3つの柱の構成順序

前回の環境企画部会において、「持続可能な滋賀社会の構築に向けた、基盤整備、人づくり・人育て等をもう一度 見直して、具体的に考えていくべき。」など、環境学習や人材育成等にかかる発言が多く、「人」「地域」を目標の一番目に掲げた。

(3) 第三次計画のように、基本目標(長期目標)の中で数値指標を扱わない。(温室効果ガス50%削減)。施策評価指標(アウトプット指標、アウトカム指標)は基本目標を構成する施策の柱の中で取り扱うこととしたい。(詳細は次回の審議会で説明)

◆基本目標設定 根拠・理由

I 環境の未来を拓く「人」「地域」の創造

～環境を自分ゴトとしてとらえ実践・行動できる人材を育成します。

～経済活動の持続的な成長と環境保全が両立する地域社会・経済への転換を進めます。

◇背景

[すべては「人」から]

・環境問題を引き起こすのも、解決するのも、すべて「人」。温暖化の問題など環境問題はまったなしの状況。問題の解決の鍵は、今を生きる私たちが常に握っている。

[滋賀の潜在的可能性]

・15歳未満の人口割合(全国3位)、人口あたりの大学生(全国第3位)→人材という側面からみて潜在的可能性の高い県

[先達の実践運動]

・美しい琵琶湖をはじめとする環境を守ってきた県民意識の高さと実践行動の土壌((例)石けん運動)

◇展開

[人づくり～その先の地域づくり、社会づくり]

- ・様々な環境問題の本質を理解し、その要因を日常生活、地域や仕事、さらには、私たち自身の価値観や社会経済のあり方と関連づけて自分ゴトとして捉え、環境に配慮した社会を創造していくことが重要。
- ・気づく、学ぶ、考える、行動するといった人づくり(人材育成)に止まることなく、その先にある孫子が安心できる地域づくり、社会づくりにつなげていく必要。

[環境行動を湖国の文化の1つに]

- ・環境問題は、県民一人ひとりのライフスタイルや工業や商業活動などに多くを起因。その解決に向けては、あらゆる主体が、環境に対する責任を自覚し、自ら取り組むことが必要→環境配慮型ライフスタイルやビジネススタイルへの変革。
- ・そのライフスタイル・ビジネススタイルを社会の仕組みとして埋め込み、環境に優しい行動が「湖国滋賀の文化」の1つといえるまで高める。

[持続的な成長と環境保全の両立]

- ・本県は、恵まれた地理的条件、有数の「モノづくり県」。特に、太陽電池やリチウム電池等、エネルギーや水環境分野での工場が集積。
- ・「びわ湖環境ビジネスメッセ」、「滋賀県再生可能エネルギー振興戦略プラン」等により、地域レベルで取り組みが可能な再生可能エネルギーの導入促進や関連産業の振興を戦略的に推進。
- ・国の第4次環境基本計画、経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションは重点分野の1つ。
- ・関西広域連合「関西スタイルのエコポイント事業」などを実施。
- ・今後、環境保全の視点を大胆に社会・経済活動に埋め込むことが、地域の内発的な発展に繋がる。

II 琵琶湖環境の再生と継承

～活力ある営みの中で、琵琶湖と人が共生する社会をつくり、次世代に継承します。
～生きもののにぎわいとつながりのある豊かな社会をつくりまします。

◇背景

[琵琶湖は県民の暮らしや心を映す鏡]

- ・琵琶湖は、約400万年前に誕生、豊かな生態系と琵琶湖にしかない貴重な固有種が存在。
- ・住民は、琵琶湖の恵みを受け、琵琶湖と共生しつつ、食、生業などにおいて、独自の文化を育んできた。
- ・琵琶湖は、近畿1,450万人の命の水瓶、人々の生活に欠かせない存在。
- ・地球規模での環境問題の「小さな窓」として、大きな変化が現れる前の「予兆」を示す身近な自然環境であり、また県民の「暮らし」や「心」を映す鏡。

[近い水の重要性]

- ・高度経済成長＋琵琶湖総合開発により、都市的で快適な暮らしと引き換えに、川や琵琶湖が、人びとの意識から「遠い」または「見えにくい」（「遠い水」）存在になった。
- ・東日本大震災は上水道、下水道などのライフラインを分断。大量に水を使う現代社会の脆弱性が表面化し、その結果、井戸水など、身近な水（「近い水」）の重要性を再認識。

[喫緊の課題]

- ・近年、琵琶湖流域・周辺域では、難分解性物質の存在、在来生物の減少（アユなど）、水草や異常繁茂や、生物多様性の劣化（特定外来生物など）、野生鳥獣の増加（シカなど）と食害など喫緊に対応すべき問題が山積。

◇展開

[琵琶湖再生に向けて]

- ・これまでの琵琶湖の環境政策は環境基準達成による、水質保全対策が中心。流入負荷の削減などには一定の成果。
- ・今後は「琵琶湖の健全性」を評価する手法を改めて考えること、水や琵琶湖と人びととの「かかわりそのもの」に目を向け、生活意識の「内面を豊かにする」ことが大切。
- ・県民の一人ひとりが琵琶湖に触れ・体感し、恵みを食すことにより、琵琶湖の価値を再発見し、そのつながりを深める中で、琵琶湖環境の再生を進める必要。

[生物多様性の確保および森林保全の取り組み]

- ・生物多様性を確保し、様々な在来種でにぎわう、生命あふれる琵琶湖の再生が重要。
- ・県土のおよそ2分の1を占める森林は、近畿1,450万人の生活を支える琵琶湖の水を育み、また、自然災害を防ぐなど、私たちの暮らしと切り離すことができない貴重な財産。
- ・農林水産業被害をもたらす野生有害鳥獣の個体数を調整し、被害防除や生息環境の管理を総合的に推進することが必要。
- ・県民の主体的な参画のもと、緑豊かな森林を守り育て、森林の有する多面にわたる機能の維持と発揮を進める取り組みが必要。

Ⅲ 環境への負荷が少ない安全で快適な社会の構築

～生活の豊かさを実感できる低炭素社会・省エネルギーの社会への転換を進めます。

◇背景

[まったなしの地球温暖化対策の必要性]

- ・温室効果ガスの増加による地球温暖化の影響は、異常気象の頻発、海面の上昇、生態系の変化など様々な問題を発生させている。
- ・気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第4次評価報告書では、「気候システムの温暖化には疑う余地がなく、20世紀半ば以降の世界の平均気温上昇のほとんどは人為起源による可能性が非常に高い」と言及。
- ・このままの状況では、年平均気温は21世紀末までに約4.0(2.4～6.4)℃上昇することが予測、地球温暖化による琵琶湖の生態系に及ぼす影響も懸念。

[国内外の対応]

- ・温室効果ガス削減に向けては、国際的な協力枠組みが必要となる。平成24年のCOP18では、2020年以降の新たな法的枠組み構築に関する作業計画が決定。
- ・一方、我が国では、排出削減目標値(平成32年度)を盛り込んだ「地球温暖化対策基本法」は廃案となり、目標の空白期間が生じており、現在、国の温暖化対策が検討されている状況。
- ・また、温暖化対策の具体策として、平成24年度税制改正において「地球温暖化対策のための税」を創設。平成24年7月からは、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」により、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が始まったところ。

[本県の対応]

- ・滋賀県においては、平成15年3月に「地球温暖化対策推進計画」を策定し、平成18年には同計画を改定し、取組を進めた。
- ・平成21年に策定した「第三次滋賀県環境総合計画」では、2030年における滋賀県の温室効果ガス排出量が50%削減(1990年比)を目標の一つに掲げた。
- ・また、環境保全と経済発展を両立できる一つの道筋を示した「滋賀県低炭素社会実現のための行程表」を平成23年1月に作成し、更に、同年3月には「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」を制定したところ。
- ・平成24年3月には、2030年の低炭素社会の実現を目指して取り組んでいくための県の方針である「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」を策定し、低炭素社会の実現に向け、着実な取り組みを進めている。

◇展開

[温室効果ガスの排出を大幅に削減する社会経済構造への転換]

- ・温室効果ガスは、企業や家庭、個人が、自らの活動やライフスタイル全般に関連している。
- ・再生可能エネルギーなどの新技術の活用やエコ交通等への転換も進めながら、化石燃料の消費等に伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減する社会経済構造への転換が必要。

[森林吸収源対策]

- ・森林の適切な整備・保全を通じて、CO₂の吸収源である森林の機能を充実させる必要。
- ・森林の化石燃料の代替としての活用を進める必要。

Ⅲ 環境への負荷が少ない安全で快適な社会の構築 ～環境リスクの低減による安全・安心な社会をつくれます。

◇背景

[大気や地下水・化学物質等の現状と課題]

- ・二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素などについては、県内すべての測定地点で環境基準を達成している。
- ・その一方で、光化学オキシダントやPM2.5は環境基準が達成されておらず、近年は毎年、光化学スモッグ注意報が発令されており、国外からの大気汚染物質への関心も高まっている。
- ・このため、良好な大気環境の確保のため、引き続き、大気汚染の状況を監視していく必要がある。
- ・法律に基づく県内の化学物質の排出量は年々低下傾向にあり、法令遵守は行われているものの、本県では、面積や人口規模からすると比較的多い傾向。
- ・工業県である本県としては引き続き、事業場などにおける化学物質の適正な管理の促進が必要。

◇展開

[化学物質対策等の促進等]

- ・有害化学物質による環境リスク、土壌汚染などの環境問題への更なる対応や、日常生活に支障を及ぼす騒音・振動・悪臭・光害などの対策が必要。

[放射線物質調査等]

- ・東日本大震災の影響による原子力発電所の事故を踏まえ、近畿1,450万人の水瓶である琵琶湖を預かる本県として、大気中や琵琶湖における放射線モニタリング調査を実施し、県民に分かりやすく提供等を行うことは、安全・安心を確保する観点から重要。

[景観保全対策]

- ・滋賀への愛着と誇りを生み出し、地域社会の活力を育てるため、琵琶湖を中心とした、優れた景観を行政と県民・事業者等が連携しながら、豊かな環境の保全と創造に努めていく必要。

Ⅲ 環境への負荷が少ない安全で快適な社会の構築

～ゴミの減量化、再資源化・再利用化が進んだ資源循環型社会をつくります。

◇背景

[資源循環型社会に向けた経緯・現状]

- ・大量生産、大量消費型の社会経済活動は便利で快適な生活を生み出した。
- ・一方で、不要となった大量の廃棄物排出し、産業廃棄物の不法投棄や散在性ごみの増加→環境に大きな負荷を与えながらの社会経済活動

◇展開

[再資源化・再利用化の進んだ社会]

- ・生産、流通、消費、廃棄等の全段階を通じて、汚染物質や廃棄物の発生を抑制し、資源の循環的な利用を進める必要。
- ・廃棄物の適正処理を図る必要。

[3Rの推進]

- ・できる限り廃棄物の排出を抑制(リデュース)し、廃棄物となったものについては、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)するなど可能な限り適正な循環的利用必要。
- ・最後にどうしてもできないものについては、適正に処分。
- ・企業・事業者、県民および行政が、それぞれの役割と責任を果たしながら連携して取組を展開。

2 基本目標達成に向けた視点～4つの視点

目指すべき将来像および3つの基本目標を実現するため、次の4つの視点にもとづき環境施策を推進。

4つの視点は、本県の環境行政の基本となる指針となるもの。

視点1 はじめる

「いつか」「だれか」ではなく、「いま」「私」が行動する。

視点2 つなげる

多様な主体とのつながりを活用した取組を進める。

視点3 おもいやる

琵琶湖・淀川流域をはじめとする広域的な連携・協力を進める。

視点4 ひろめる

地球規模で考え、地域から実践し、国内外に発信する。

はじめに

視点1 「いつか」「だれか」ではなく、「いま」「私」が行動する。

・環境問題のほとんどは、私たちの日々の活動が大きく関係しており、未来の孫子の世代まで負担を強いるものが多いのが現実。

・環境に配慮した行動の一つひとつの積み重ねが、良好な環境を次の世代に引き継ぐことができるかの鍵となる。

・課題解決に向けては、環境問題がまったなしの状況にあるという認識のもと、「いつか」「だれか」が解決してくれるだろうという受動的ではなく、「いま」「私」が能動的に行動を始めることが大切。

つなげる

視点2 多様な主体や場のつながりを活用した取組を進める。

- ・東日本大震災は人々の社会との結びつき意識やつながりの意識を高めた。家族間、地域、社会全体として助け合いなど、人々の社会との結びつきやつながりの意識が高まっていることが伺える。
- ・「つながり」は様々あるが、特に、「世代間」「場(自然、生活、教育、地域、社会)」、「人與人」、「課題(地球温暖化など)」、そして「主体のつながり」を意識し、深めていくことが大切。
- ・つながりがもつ特性を意識し、途切れることなく相互につながりをもたせながら、幼児期から高齢期まで生涯を通じて、それぞれのライフステージに応じた、学びや実践などを進め効果の高い施策の推進が必要

おもいやる

視点3 琵琶湖・淀川流域をはじめとする広域的な連携・協力を図る。

- ・水、大気、廃棄物、エネルギーといった環境問題は、県だけでなく広域的な対応が重要。
- ・琵琶湖の水源涵養や水質や生態系保全に向けては、特に、琵琶湖・淀川流域の関係自治体などとの関わりをさらに強めていく必要。
- ・1,450万人の生命の水を預かる琵琶湖下流と上流(需要側と供給側)の人々が互いに思いやりと感謝の気持ちをもって大切に「水」や「電気」などに接する。様々な場面で、このような、連携・協力を進めることが重要。
- ・関西広域連合、近畿圏(琵琶湖淀川流域等)、中部圏各県との環境施策連携は非常に重要。これまで以上に積極的に進める。

ひろめる

視点4 地球規模で考え、地域から実践し、国内外に発信する。

・地球温暖化などの地球環境問題の多くも私たち一人ひとりのライフスタイルや産業等活動が環境へ過剰な負荷をかけてきたことに起因。

・身近な環境問題と地球環境問題が密接不可分であることを十分認識し、地球環境の保全のために何ができるかを地域から考え、自分たちにできることを着実に実践することが重要。

・環境問題は、国内外の各地で生じており、グローバルワイドな課題が山積。

本県には、これまでから、琵琶湖条例の制定や琵琶湖環境科学研究センター、(公財)国際湖沼環境委員会など、水環境保全等で得てきた経験や知識・技術の蓄積が豊富。

→これらのノウハウは環境問題で苦しんでいる課題解決に役立つ。

・これらの知見を、様々な機関との連携のもと、あらゆる機会を通じて、国内外に発信していく

→滋賀・琵琶湖を知ってもらう良いきっかけであり、環境問題を県民・事業者とともに克服してきた環境先進県としての責務

視点1：はじめる

「いつか」「だれか」ではなく、「いま」「私」が行動する

視点2：つなげる

多様な主体とのつながりを活用した取組を進める。

4つの視点

視点3：おもしろいやる

琵琶湖・淀川流域をはじめとする広域的な連携・協力を進める。

視点4：ひろげる

地球規模で考え、地域から実践し、国内外に発信する。

今後の環境企画部会における(審議予定)の検討予定

◇環境企画部会における(審議予定)の検討予定

8月2日(金)	第1回環境企画部会	・新しい将来像の考え方 ・基本目標と行動視点
9月(予定) 第1週～第2週	第2回環境企画部会	・環境施策の展開 ・計画の円滑な推進
10月(予定) 第4週前後	第3回環境企画部会	・最終答申案

◇計画策定全体スケジュール(案)

平成25年 3月 環境審議会に諮問 (環境企画部会にて4回程度の審議)
平成25年 8月～9月 県民・企業・団体等意見聞き取り
平成25年10月 環境審議会から答申
平成25年11月 県民政策コメント実施
市町意見照会
平成26年 2月 県議会で議案提出